

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第8回習志野市農業委員会総会は平成26年8月21日（木）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 15名出席 欠席 2名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 1番 村山 龍平 2番 三代川 正夫

1. 議案審議結果

上 程 1件 承認 1件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午 前 10時30分

1. 付議事項

・議案第26号 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について

・報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

・報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より 平成２６年 第８回 習志野市農業委員会 総会を開催いたします。 本日、３番 中台 孝政 委員と１４番 合間 正秋 委員より 事前に欠席の報告をいただいています。 よって、２名の欠席者と１名の欠員を含め、１８名中１５名の 出席により、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 １番 村山 龍平委員 ２番 三代川 正夫委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案上程件数は、議案第２６号の１件でございます。 それでは、只今より議案第２６号 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について 事務局より、議案の朗読を求めます。 また、この案件につきましては、説明員として農政課職員を呼んで いますので、何でも結構ですので質問をして下さい。 それでは、事務局お願いします。
事務局	議案第２６号 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について 平成２６年８月１２日付け農政第３４７号にて、農業経営基盤の強化に関する 基本的な構想に対する意見について、習志野市長より農業経営基盤強化促進法 施行規則第２条の規定により、本市の農業経営基盤の強化に関する基本的な 構想の見直しに伴い、農業委員会に意見の諮問があったので審議を求めるもの です。 回答期限 ： 平成２６年８月２７日
議 長	農政課職員を呼ぶ前に事務局から説明などを 事前にしておくことが有りますか。 有ればお願いします。

事務局	特にありません。
議 長	説明員を入室させて下さい。 説明員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。 ・・・・・・・・農政課職員着座・・・・・・・・ 農政課 日暮課長と清水主事には、お忙しところ 議案説明に来ていただき有難うございます。 この基本構想の見直しにつきましては、大変重要な案件であり 直接農業に携わる農業委員として、理解・納得した上で結論を出し たいと思いますので、分かりやすく説明をお願いします。
農政課職員	・・・・・・・・議案第 26 号について資料により説明・・・・・・・・
議 長	只今、農政課職員より説明をいただきましたが ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。
田久保委員	はい。
議 長	田久保委員どうぞ。
田久保委員	資料別表の中で単純な疑問ですが、個別経営体の現行と改正案を見比べると 労働時間が増えているのに所得が少なくなっていたり、算出根拠では、 総労働時間が増えているのに単位面積当たりの労働時間が少なくなっている所に 矛盾を感じるのですが。
農政課職員	おっしゃるとおり、前回の数字より目標所得が下がったり、労働時間が下がった りしている部分がございます。こちらは最新の農業状況等に照らしあわせて作成 しておりまして、あくまで目標ということでご理解いただければと思います。
議 長	田久保委員理解できましたでしょうか。
田久保委員	ちょっと理解できないです。

職務代理	基本的に比べる場合は、同規模の耕作地にしなければおかしくないですか。 新・旧の規模が130アールと1.1ヘクタールとなっているから労働時間が違ってくるのはあたりまえのことで、比べるのであれば同規模で算出根拠が同じでないと。増えているからどうしてもこのような状態になると思いますが。 田久保委員が言っているのは規模が130アールにふえているのに10アールあたりの労働時間が減っていることに矛盾があると言っているのです。働く時間が多くなっているんだから。
農政課職員	単位面積当たりの労働時間が減ったというのは、以前よりも経営効率が省力化、機械化等の導入によって減るだろうということで単位面積当たりを算出しています。
職務代理	変わったところは生産品目が増えているくらいで、資本の装備はかわっていませんよ。
議 長	地域の中心的な経営体を育成するものであって、あくまでも認定農業者を育て上げるべき認定農業者の総労働時間、収益を含めて算出したもので今後の方向付けということによろしいですか。
農政課職員	はい、目標に向けて改善、目指していくということです。
議 長	他に質問等ありますか。 伊藤委員どうぞ。
伊藤委員	主な変更内容の1番に農地保有合理化事業の廃止、農地中間管理機構を創設しますよね、市では各市町村で設置しなさいという事ですが習志野市には窓口は設置されているのですか。
農政課職員	本市では、窓口は、農政課で受付します。
伊藤委員	大丈夫ですか。
農政課職員	はい。
議 長	別表1の農業従事の態様で、定期的休日制の実施とありますが、何十年か前に月に2回とかあったように思いますが、休日制の実施

	についてはどう考えていますか。
農政課職員	計画的な休日制の実施を推進していますが、何日という日数については未定です。
議 長	伊藤委員どうぞ。
伊藤委員	2番の青年等の就農促進について、人農地プランとの絡み^{から}はどうなっていますか。人農地プランだと年間250万円とか150万とかいただいていますよね、その辺の算出について、習志野市ではどのように考えていますか。
農政課職員	人農地プランなんですが、現状はまだ習志野市では、策定の見込みは立っておりません。というのも習志野市の農業の土地柄といいますか、人農地プランというのは、今後に向けて農地を守っていこうというものですので、習志野市では若干そぐわない点がありますので状況を見ているという所でございます。
伊藤委員	人農地プランは考えていないという事ですね。
農政課職員	はい、そうです。
伊藤委員	習志野市では新規就農、帰農は考えてないですか。 習志野は帰農者が多いですね。
農政課職員	実家が農家で仕事を辞めて農業を始める方ですね。 新規就農者というのは、45歳未満の方もしくは、65歳未満の方で 商工業関係の事業で管理関係を3年以上やられた方、もしくは農業関係の事業を3年間やられた方が対象になりますので、帰農者の方もそういう方であれば、対象になります。
伊藤委員	人農地プランだと5年間150万とか出てきますが。そういったものは、習志野市ではないのですか。
農政課職員	習志野市ではないです。
伊藤委員	4番に農業再生協議会とありますが、習志野市では設置はどのようなのですか。
農政課職員	はい、設置しております。

伊藤委員	している。
農政課職員	はい。農協指導経済部長と習志野支店長が入っております。
伊藤委員	農業再生協議会になったのは最近ですね。
職務代理者	農業再生協議会としての会議は今年が1回目ですね。
議 長	他に質問等がなければ、事務局、補足などありますか。
事務局	ないです。
伊藤委員	習志野では認定農業者は何人ですか。
農政課職員	27名です。 昨年、更新の際に9名抜けまして、今、調整中ですが、1名増える予定です。
議 長	質問等ございませんか。 質問等が無ければ、審議を打ち切り採決に入ります。 農政課の職員につきましては業務多忙の中、ご苦勞様でした。 退室していただいて結構です。 退室までの間、暫時休憩いたします。 ・・・・・・・・農政課職員 退室・・・・・・・・
議 長	休憩前に戻り、会議を始めます。 議案第26号 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について 農業委員会からの付議する意見などありますでしょうか。 三代川委員どうぞ。
三代川委員	各市町村は県の基本方針に即して、各市町村としての考え方で農業経営基本的な

議 長	基盤の強化に関する基本的な構想が制定できるとあります。 習志野市は都市農業ということを考えてみると県の中でも大きいところではないので、習志野市は習志野市でプラスアルファがあってもいいのではないかと思うのですが、その中で、新規就農するためには、今、基本農家の方達の農業が経営として成り立っていてというのが、基本にあって新規就農が出てくると思うのですが、基本構想の中で、今、都市型された習志野の農業に関して、都市型農業を考えて行く方向性というのを、農業委員会、農地中間管理機構と農業協同組合、農業事務所との連携制というのは、育成・確保に対して書かれてあるので、今の農業に関してもどうやって都市農業をこれから考えて行くかについても、それぞれの機関と連携しながら考えて行くということを付け加えてもらいたいと思うのですが。 新しい育成とかだけでなく今現状も考えて行くべきだと思うのですが。 現状の維持発展をするために、都市農業なので現状の立場の維持の為に文言を入れてほしいという事でよろしいですか。 事務局どうですか。
事務局	基本構想すべて見直ししながら、そのような文言が入っているか確認はいたしますが、そのような意見があったことを申し添えます。 ただ、提出期限が今月の 27 日ですので、県に提出する期限ぎりぎりのところだと思います、訂正をかけるには時間がないかもしれませんので、訂正する機会があればそのような文言を取り入れてほしいという旨の回答でよろしいでしょうか。
職務代理	基盤強化の会議がありましたね、それに間に合うように進めているんですかね。
事務局	11月7日でございます。 伊藤委員の何故これをやるかという、横道にそれてしまうかも知れませんが、日本の農業政策は、戦後、農地利用集積を目指し試行錯誤を繰り返してきました。農地の売買と貸借を仲介する、農地保有合理化事業は、1970年（昭和45年）農地の定期借地権を導入した、農地利用増進事業が昭和50年に出来ています。その後、規模拡大支援対象をもち込み、認定農業者制度が平成6年にできました。その後市町村ベースで売買・賃貸を仲介する農用利用集積円滑化事業が平成21年に法律が施行され実施いたしました。 これら全てにおいて、農地の利用・集積について、どの様に図っていこうかということが一番の目的であり、昭和45年から続く、農地保有合理化事業では、都道府県が出資して運営する。これが県で言えば、農地保有合理化法人ですかね。

議 長	遊休農地などを一時的に取得して売買の仲介をしていたものですが、財政基盤も弱く、売却・賃貸先が決まっていない農地の取得には限界があり、農地の売却・貸付実績は全国的にも年間で8,000ヘクタールくらいにしかない。それで先程お話した農地利用集積円滑化団体に平成21年に併設されまして非常に利用促進になったのですが、年間で30,000ヘクタール行った。 しかし、これについては、あくまでも貸して借り手の仲介をする代理事業でしかないということで借受が見つからない農地を取得するものではない。 そこで今度、農地中間管理機構ができてきましたということです。 国費、数千億円を投入して財政基盤を抜本的に強化した中で離農者の農地や、耕作放棄地等で利用集積を希望する方にあっせんして行こうと、すべて大元は農地利用集積や利用に伴う改正、事業であったと考えていただければ農地中間管理機構というのが何となく見えてくるのかなと思います。 本日、農地中間管理機構の研修を行います、何となく見えてくると思います。 県が買ったりして、買い手が見つかるまでは2年間、機構が管理していく、農業者に農地を利用していただくというのが目的であると思います。
三代川委員	三代川委員どうぞ
三代川委員	私は、都市計画審議会に出ていますが、この間、生産緑地のことで広報に掲載されていましたが、生産緑地がどのようなものかということを市民の方にも知ってもらおうということで都市計画の方から広報に掲載したのですが、都市計画の方も習志野の農業というものを農地をどのように活用していくかという感覚が大きいんですよ。経営基盤を考えているから、農業の経営を考えている内容が根本なんです。農地は今休耕地が増えているから誰かやりたいという人をお願いしようというのもわかります。それが必要なことだと思いますが。これから都市農業はどんなことを進めて行こうとか、こんなことをやりたいけどできるのか、いろいろな機関とも連携しながら農業経営を考えて行こうということも必要ではないかと、農業経営を都市農業で考えて行こうというのも付け加えたいと思ったんです。
事務局	『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』をすべて見直した中でそのような文言があるのか確認させてください。
三代川委員	すみません。
議 長	ただ、畑を使えばいいというだけではない、貸して畑として使えばいいというものでもない、現状の経営も含めて、経営基盤促進です

三代川委員	からね。そこが言いたいんですよね。 はい。
事務局	その中でも、新規就農者とか人農地プランで新規就農、５年間で年間１５０万となっているけれども、そういったことがあるのかというところですね。
議長	三代川委員の意見の内容について事務局で確認します。 意見等が無ければ、この基本構想の見直しについては 原案のとおり、承認することに賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 賛成多数 を持ちまして、議案第２６号の 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に対する意見について 承認することに決しましたので、 習志野市に答申することにいたします。 続いて、報告第１５号の農地法第４条第１項第７号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第１６号の農地法第５条第１項第６号の規定による 転用届出の受理通知ですが、事前に配布してありますので 質問等の有る方は、挙手願います。 質問等が無ければ、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。

--	--

